

大洲市週休 2 日確保工事の試行に関する Q&A

令和6年4月

1.実施方法について

Q 現場閉所日の実績報告及び確認はどのように行えばいいのか。

A 様式 1 の「月間現場閉所(計画・報告)」に対する「月間現場閉所(計画・報告)」書を毎月監督員に提出してください。また、工事日報、KY 活動日誌等を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示してください。

Q 月間現場閉所計画書は初回にまとめて工事期間の全体月分を提出しても構わないか。

A まとめて提出してもかまいません。ただし、「月間現場閉所(計画・報告)」書は、毎月提出してください。

Q 現場閉所率はどのように計算するのか。

A 現場閉所率＝現場閉所日数÷対象期間日数×100(%) ※小数第2位を四捨五入
「月間現場閉所(報告書)」で項目を入力すると、自動計算されます。

Q 現場閉所率は毎月算定し、毎月 4 週 8 休以上でなければならないか。

A 工事期間中の対象期間全体で算定し、達成の有無を判断します。

Q 原則として土日を現場閉所としなければならないとあるが、祝日はどのように取り扱えばいいのか。

A 祝日(土日を除く)は平日として取り扱ってください。

Q 現場閉所の確認に必要な資料が整備されていない場合は、どのように取り扱うか。

A 現場閉所日として取り扱いません。

Q 施工条件として、土日に作業をしないといけない場合の現場で、平日 2 日を現場閉所として週休 2 日を目指してよいか。

A 問題ありません。

2.現場閉所日の振替について

Q 土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は振替ができるとあるが、同一週でなければならないなどの期限はあるか。

A 対象期限内であれば特に期限はありません。

3.対象期間について

Q 対象として取り扱うことが適当でない期間とは。

A 以下の期間を想定しています。

- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
(例) 現場の被災による 1 週間を超える応急復旧作業期間 など
- ・準備期間及び後片付け期間中の正当な理由のない現場閉所期間
(例) 理由なく現場施工に着手しない期間
現場施工完了後、意図的に後片付けに着手しない期間 など
- ・監督員の指示に係る検討に想定外に要した期間
- ・他工事等との工程調整による不稼働期間

Q 工事内容が変更になった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A 受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議のうえ、適切に工期を見直すものとします。週休 2 日を理由とする工期延長は認められません。

Q 予定より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるか。

A 実際に工事が完了した日(工事完了日)までとなります。

4.現場閉所(休日)の取扱い

Q 現場閉所日として扱う現場管理上必要な作業とは。

A 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元協議対応、災害対応や準備等で概ね半日程度の作業です。また、コンクリート打設に伴う養生作業のみを行う場合や、警察協議などにより交通誘導警備員のみを配置している日も現場閉所日として取り扱います。

Q 現場代理人及び主任(監理)技術者や作業員が、当該工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いはどうなるのか。

A 週休 2 日の達成については、当該工事現場での現場閉所率で判断します。ただし、本試行の趣旨をご理解いただき、週休 2 日を確保できるよう努めてください。

Q 現場事務所以外で当該現場に関する内業を実施した場合、現場作業に該当するか。

A 現場事務所以外で行う内業は現場作業に該当しません。

Q 共通仕様書で定められている半日以上の時間を割いて行う安全訓練等のみを実施した日は、現場作業として取り扱うか。

A 現場作業として取り扱います。

Q 夜間工事における作業日の考え方は。

A 着手した日を作業日として取り扱ってください。

(例)金曜日の 22:00 から土曜日の 5:00 までの作業の場合は、金曜日が作業日となります。

Q 午後から悪天候のため現場閉所とし、午前中のみ作業を実施した場合は、0.5 日閉所として取り扱うか。

A 原則として 1 日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5 日閉所としては取り扱いません。この場合、作業日として取り扱います。

Q 工事用道路を他工事と併用している場合に、交通誘導員のみが現場に出ている場合は、現場閉所とみなすのか。

A 交通誘導員のみが規制作業を行っている場合は、現場閉所とみなします。

5.その他

Q 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなった場合、これを理由に工期延長は認められるか。

A 週休 2 日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは工期延期は認められません。当初の工期は土曜日・日曜日のほか、雨天等を考慮して設定しています。ただし、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり工期変更協議を行ってください。